

## 議題 5

(写)

岐職互特第 2 1 号  
平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日

各 所 属 長 様

財団法人岐阜県職員互助会  
理事長 富田 成輝

### 職員組合における寄付者制度廃止に伴う対応について

日頃は、(財)岐阜県職員互助会事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、2006年11月20日付け、岐阜職第48号により岐阜県職員組合から通知されておりますとおり、不正資金の問題に関連して、職員組合との適正な関係の構築が求められる中、職員組合の寄付者制度は廃止され、寄付者(課長級以上)は職員組合を脱退することになりました。

これを受け、職員組合が実施している各種保険事業(自動車保険等への団体加入)を、互助会において実施することになり、その対応について下記のとおり取りまとめましたので、貴所属の寄付者に周知願います。

なお、互助会への移行手続きは、寄付者が職員組合に提出する「寄付者制度見直しに係る意向調査票」に基づき行いますので、同様に周知願います。

### 記

#### 1 団体加入保険の現状(12保険・加入者数順)

自動車保険 (660 / 2,583)	グループ保険 (621 / 2,509)
遺族附加年金制度「あんしん」 (498 / 3,564)	火災共済・交通災害共済 (479 / 1,496)
医療保険 (212 / 722)	団体ゴルファー保険 (211 / 536)
ガン保険 (152 / 725)	団体傷害保険 (147 / 705)
退職後総合共済制度 (140 / 674)	終身保険 (103 / 469)
子ども定期保険 (66 / 130)	ボランティア保険(個人負担なし)
	( ) 寄付者数 / 加入者総数

#### 2 現状と同一条件で互助会への移行が可能な保険(7保険)

自動車保険 (660 / 2,583)	火災共済・交通災害共済 (479 / 1,496)
医療保険 (212 / 722)	団体ゴルファー保険 (211 / 536)
ガン保険 (152 / 725)	団体傷害保険 (147 / 705)
子ども定期保険 (66 / 130)	

#### 3 条件付きで互助会への移行が可能な保険(2保険)

グループ保険 (621 / 2,509)	} 条件 = 新規加入、増額はできない。
遺族附加年金制度「あんしん」 (498 / 3,564)	

#### 4 互助会への移行を検討中の保険(1保険)

退職後総合共済制度 (140 / 674)
-----------------------

#### 5 互助会へ移行できない保険(2保険)

終身保険 (103 / 469)	ボランティア保険(個人負担なし)
------------------	------------------

担当	後 藤
内線	3 9 3 2